

【報告事項】

1 2月定例県議会の日程について

（総務部）

警察本部から「2月定例県議会は、2月4日から2月20日までの17日間の日程で開催される。警察関係の審査予定議案として、令和6年度福岡県一般会計補正予算等計8件のほか、書面報告1件を予定している。なお、本議会は、3月に県知事選挙が行われるため、暫定予算が提出されることとなっており、例年2月定例県議会中に開催される予算特別委員会は6月定例県議会で開催される。」旨の報告があった。

2 令和7年度警察費暫定予算案について

（総務部）

警察本部から「令和7年度警察費暫定予算は、3月に県知事選挙が行われるため、4月から7月までの間に必要な予算を計上するものである。令和7年度警察費当初予算要求額のうち、暫定予算案として674億2,300万円余を計上している。暫定予算案の主な内容は、大規模災害に対処するための資機材の整備、採用試験制度の見直しによる人材確保の強化、新福岡武道館開館記念式典等の開催に要する経費である。」旨の報告があった。

公安委員から「施設事業について優先順位はあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「優先順位はなく、施設事業はそれぞれ計画的に進めている。」旨の説明があった。

公安委員から「大規模災害に対処するための資機材は、この予算額で十分に整備可能なのか。」旨の発言があり、警察本部から「具体的には、災害活動等に従事する警察官が着用する救命胴衣の整備や警察署に配備されている救命ボートの減耗更新、機動隊への探索機の新規配備を予定している。」、「7月までの暫定予算ということで、夏季の豪雨災害等に対処するための資機材を緊急に整備するものであり、残りの資機材等については、8月以降の予算の中でしっかりと措置していく。」旨の説明があった。

公安委員から「暫定予算の中には、資機材のメンテナンスに必要な費用も計上されているのか。」旨の発言があり、警察本部から「メンテナンスに必要な費用については、8月以降の予算の中でも計画的に計上する。」旨の説明があった。

3 令和6年度福岡県警察拳銃射撃競技大会の実施について

(警務部)

警察本部から「2月13日、福岡県警察射撃場において、令和6年度福岡県警察拳銃射撃競技大会を開催する。男女混合の団体競技とし、競技種目は、実戦的な2種目で行う。本大会により現場執行力の強化はもちろん、各所属の士気高揚にもつながると期待している。」旨の報告があった。

公安委員から「日頃の訓練はどのようにして行っているのか。」旨の発言があり、警察本部から「実包を使った射撃訓練については、射撃場への移動など時間的・場所的な制限がある中で、最大限実施するよう努めているところである。」、「実包を使った射撃訓練以外にも、逮捕術等と同様に現場を想定した実戦的な訓練を各警察署等で行っている。」旨の説明があった。

公安委員から「今年度からは、より実戦的な競技種目で実施するということがあるが、全国大会の競技種目とは異なるのか。」旨の発言があり、警察本部から「全国大会と本大会の競技種目は異なる。」、「本大会では、より実戦的な射撃の技術を磨いてもらいたいと考えている。全国大会の競技種目も、以前と比べれば実戦的なものになってきているが、大会の趣旨としては、トップリーダーの選手たちが「射撃の技術」を競うところにある。」旨の説明があった。

公安委員から「射撃競技において、性別による有利不利はあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「男女で体力差はあると思われるが、射撃にはメンタル等の様々な素養が必要とされ、実際に大会で女性が上位になることもあるため、一概に性別による有利不利があるとは言えない。」、「どちらが絶対に有利ということはないと判断し、男女混合で開催することとした。」旨の説明があった。

公安委員から「女性警察官の活躍も期待している。」旨の発言があり、警察本部から「現場に出れば性別は関係ないことから、そういった意味でも重要な大会になると考えている。」旨の説明があった。

4 監察関係報告について

(警務部)

警察本部から「門司警察署員によるパワー・ハラスメント事案について、1月30日付けで当該職員を懲戒処分の減給100分の10 1月とする。」旨の報告があった。

公安委員から「民間企業においてもハラスメントに関する研修を行っているが、仕事に対する厳しい指導とパワハラは違うということを繰り返し指導していく必要がある。」、公安委員から「ハラスメント事案を防止するには、職員同士の日頃からのコミュニケーションや、風通しの良さなども重要である。再発防止に向けて、職員への教養をお願いします。」旨の発言があった。

5 令和6年度第3四半期における監察実施結果について

(警務部)

警察本部から「令和6年度第3四半期において、警察本部4所属及び警察署17所属に対して総合監察を実施するとともに、警察署、交番等に対して延べ122回の随時監察を実施した。総合監察の良好事項として、工夫を凝らした非違事案防止教養の実施及び殉職・受傷事故防止対策、指摘事項として留置施設における基本原則の不徹底及び無線機器の不適正な運用管理があり、随時監察の指導事項として物品の管理不備があった。」旨の報告があった。

公安委員から「非違事案防止教養は、各所属で定期的に行っているのか。」旨の発言があり、警察本部から「監察官室から発出する資料などを基に全所属で行う教養や検討会のほか、所属独自でも機会を捉えた教養を行っている。」、「教養は、警察本部からの示達によるものと所属の状況に応じたものの二本立てで行っている。」旨の説明があった。

公安委員から「非違事案防止教養について、幹部と部下の立場を入れ替え、部下に教養をさせてみるというのは、人に教えると伸びるということがあるように、大変良い取組であると思う。」旨の発言があり、警察本部から「非違事案防止教養に限らず、若手職員の教養にも取り入れていきたい。」旨の説明があった。

6 指定暴力団浪川会の団体名称等の変更について

(暴力団対策部)

警察本部から「令和6年5月29日、総裁である朴政浩が引退及び団体名称の変更を表明し、これ以降、同人の組織内外における暴力団活動が認められないことなどから、指定暴力団浪川会の名称を二代目浪川会、代表する者を朴政浩から梅木一馬に変更するものである。 今後は、国家公安委員会への報告及び官報公示を予定している。」旨の報告があった。

公安委員から「団体名称の変更等については、法的に届出が求められているのか。」旨の発言があり、警察本部から「団体名称の変更等の警察への届出については、暴力団側が任意で行っているものである。」、「法人などと異なり、暴力団の団体名称等の届出に関する規定はないが、暴力団対策法に基づく行政命令の発出等に当たっては、その主体を明確にしなければならないことなどから、警察では客観的事実を積み上げ、この名称について特定した上で暴力団として認定している。」旨の説明があった。

7 恐喝事件被疑者の逮捕について

(暴力団対策部)

警察本部から「久留米警察署ほか3警察署及び暴力団犯罪捜査課は、令和5年2月14日、福岡市東区所在の会社事務所において、男性Bに対し、「俺の顔をつぶす気か。」等と申し向け、さらに、男性Aに電話をかけ、「このままなら男性Bをやらんといかん。」等と申し向け金銭を要求し、現金1,200万円を脅し取った恐喝事件について、1月24日、道仁会傘下組織組長ほか2人を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「全容解明に向けた捜査をお願いする。」旨の発言があった。